

志賀高原内でスクール等営業活動におけるご案内

拝啓

平素より、当地志賀高原をご愛顧ご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、志賀高原観光協会、一般財団法人和合会、志賀高原索道協会、志賀高原旅館組合、SAJ 志賀高原スキークラブ、SIA プロスキースクール等からなる「志賀高原スキー学校等選考委員会（昭和 58 年発足）」におきまして規約の改正と共に、志賀高原内におけるスクール等営業行為を対象に一定のルールを定めました。

志賀高原においてスキー学校等の営業活動は原則として SAJ 志賀高原スキー学校及び分校、SIA プロスキースクール志賀高原公認校以外認めておりません。また毎年当該団体より提出される開校届を以て選考委員会での審議・承認によって営業行為が公認されるものとなります。また同時に応分の協力義務も担って頂いております。近年、当地域内において未公認でのスクール等営業の事例が頻出し、公認事業者への営業侵害、義務、公平性が維持されていないとのご指摘、ご意見を多数いただき、関係機関との協議の上、今シーズンより「未公認」営業者に対し一定のルールを設定し対処するものです。しかしながら、未公認であっても志賀高原の宿泊施設を利用し、リフト券を購入いただく大切なお客様であることに間違いはなく、当地集客、地域活性の一翼を担っていただいていることも認識いたしております。故に其々が相互理解、協調の基に営業活動を実施していただくことを目的にしておりりますので何卒主旨をご理解いただきご協力の程、宜しくお願ひいたします。

敬具

令和 7 年 11 月

志賀高原スキー学校等選考委員会

委員長 片桐 由香子